

宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業

[補正予算(案) : 約14億3000万円]

県内の宿泊事業者に対し、国の地域観光事業支援（感染拡大防止策等支援）や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、**県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を補助**することにより、安全安心な受入体制整備を推進する。

事業概要

感染症対策や前向きな投資に取り組む県内宿泊事業者に対する補助

○対象経費：①感染症対策に資する物品の購入等

- ・感染予防ガイドライン等に対応するために必要な設備、機器、必需品の導入等に要する経費
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

②前向き投資に要する経費

- ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応するための取組に要する経費
- ・MICEにおけるオンライン会議の開催環境整備費用 等

※令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用については、既に支払済みの費用についても補助対象

○補助率：4分の3

- 補助上限額：上限 7,500千円(客室定員数300人以上)
上限 6,000千円(客室定員数100～299人)
上限 4,500千円(客室定員数50～99人)
上限 3,000千円(客室定員数49人以下)

問合せ先：観光推進課 国内誘致担当 電話 0985-26-7104